

## ご加入のお客様へ（重要事項説明書）

### 【1】共通事項

#### ◎ご契約にあたり

- 弊社の総合パンフレット、加入契約約款、各種重要事項説明書、利用規約および「ケーブルプラス電話契約約款」をご確認の上、お申込みください。
- 加入申込書兼契約書の記載事項に不備（記入・捺印漏れ、誤記入）がある場合は、お申込みをお受けできない場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 電話サービスをご希望の場合、郵送でのお申込みはお受けできません。対面でのお手続き（営業担当訪問または窓口ご来店）が必要です。
- 加入契約成立後、初回料金振替前にお客様都合により契約が撤回・解除された場合、弊社が着工した引込工事、宅内工事および撤去工事他、違約金などかかる全ての費用をご負担いただきます。初期解約解除制度による契約解除については別途9項を参照ください。

#### ◎料金のお支払いについて

- 利用料、工事費、その他諸費用のお支払いは、お客様指定の金融機関からの口座振替にて頂戴します。
- 利用料は毎月1日から月末日までを1ヶ月のご利用単位として、契約月・解約月の日割り計算はせず、原則、契約当月から解約月が課金対象の利用月となります（※1）。利用当月の26日（金融機関が休日の場合は翌営業日）にご指定口座から自動引落しされます（ご指定の金融機関により引落日が異なる場合があります）。
- 初回振替時・振替金額変更時のみ、振替当月中旬に振替金額お知らせのハガキをお送りいたします。  
※1：ケーブルプラス電話については日割り計算を行い、振替日は利用翌月となります。

#### ◎引込工事・宅内工事について

- 工事作業時間中は必ずお立会いをお願いいたします。
- 弊社引込工事作業中は他業者様（電気・電話・引越など）の工事が行えない場合がございますので、作業時間が重複しないよう、あらかじめ調整いただきますようお願いいたします。
- 作業の都合により家具・調度品の移動が必要となる場合がございますので、ご理解ご協力くださいますようお願いいたします。
- 以下のような事情で工事を延期、もしくは中止させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
  - 1) 風雨等の天候不良
  - 2) 当日の工事内容変更、又は特殊な工事が必要となる場合
  - 3) お客様のご都合が悪くなり、お立会いいただけなくなった場合
  - 4) 弊社サービス提供が物理的に困難な物件であった場合
  - 5) その他、止むを得ない事由が発生したとき

#### ◎宅内設置機器について

■STB（セットトップボックス本体およびリモコン）、ACAS、B-CASカード、C-CASカード、CM（ケーブルモデム、EMTA（ケーブルプラス電話用宅内機器）、緊急地震速報端末は弊社からの貸与品です。故障以外の破損・紛失又は解約後1ヶ月を経過しても返却されない等の場合はお客様に損害金をご負担いただきます。損害金は、STBは機種ごとに別途定める金額、CASカード各2、200円、有線CM6、380円、無線CM11、000円、EMTA7、590円、地震端末21、340円、BSアップコンバータ（集合TV前設置）8、690円となります（損害金はすべて不課税）。

■STBのお申込みには別途、重要事項説明書のご提出が必要となります。

■上記機器設置の際には電源が必要となります。

■機器の宅内移設をご希望の際は、弊社へご依頼ください。移設費用は有料となる場合がございます。ご自身で移設されますとサービスが正常にご提供できなくなるおそれがありますので、ご遠慮ください。

#### ◎移転・建替について

■移転・建替の際は事前に弊社までご連絡ください。

移転先にて弊社サービス提供が可能な場合は、住所変更等のお手続きをご案内いたします。サービスをご提供できない場合は、解約の手続きを取らせていただきます。移転先が弊社サービスエリア内でもご利用いただけない場合がございます。CM・EMTAをご利用の場合、移転先でご利用継続であれば移転元住所からの機器移設、移転に伴いご解約であれば移転元住所での機器撤去を弊社作業員が訪問し行う必要があります。また、増改築・取壊し等のお客様都合で撤去・再引込工事を要する場合、費用は原則お客様のご負担となります。

#### ◎解約について

■解約される場合は希望日の1ヶ月前までに弊社所定の書面にてお申し出ください。月途中でサービス提供を終了した場合でも解約月の月額利用料をお支払いいただきます（※2）。

※2：ケーブルプラス電話については解約月の日割り計算を行い、ご請求いたします。

■すべてのサービスを解約される場合は、弊社管理区分のケーブルテレビ設備（引込線・保安器など）を撤去いたします。戸建・一括契約集合住宅は引込線を撤去（撤去不可等の場合は電波停止作業）いたします。

■弊社からの貸与品（STB、ACAS、B-CASカード、C-CASカード、CM、EMTA、地震端末）をご利用いただいていた場合は、全てご返却いただきます。ご返却につきまして、弊社作業員が訪問して引上げ作業を行う場合、引上費は原則有料です。窓口へ持参していただいた場合は無料です。ただし、CM・EMTAにつきましては、撤去時に後処理等を行うため必ず弊社作業員による訪問引上げ作業が必要となり、窓口へのご持参および郵送でのご返却はお受けできません。

■別に定める最低利用期間内に解約された場合は、解約にかかる費用のほか残期間分のご利用料金をお支払いいただきます。

#### ◎免責事項等

■保守・工事などのサービス維持管理に必要な作業のため、サービスを一時中止する場合があります。弊

社ホームページ等でご案内しますが、緊急時は事前告知なしで行う場合もあります。

- サービスが利用できない状態が生じた場合のご利用料金のお支払いは、各サービスの契約約款によります。天災地変その他弊社の責に帰さない事由等によりサービス提供の中止を余儀なくされた場合、弊社は一切の責任を負いかねます。
- 免責事項は、各サービスの契約約款で内容をご確認ください。例えば、弊社サービスを利用したこと、もしくは利用できなかったことにより発生した番組録画に関する障害・録画物の紛失、インターネットによる株式売買・オークションでの物品購入、競輪・競馬・競艇等の投票権購入などにかかわる損害に対しても一切の責任を負いかねます。

## 【2】テレビサービス

### ◎NHK 受信料について

- テレビサービスの月額利用料には NHK の受信料は含まれておりません。NHK の放送をご視聴いただくには、NHK 放送受信契約が必要です。衛星放送受信料をお支払いの際は、弊社ではお得な「NHK 衛星受信料団体一括支払制度」をご用意しています。また、NHK の BS デジタル放送が視聴可能な場合、NHK に連絡をお願いする旨の案内が表示される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 【3】インターネット（TTV-NET）サービスについて

### ◎CM の設置、およびパソコンの接続・設定

- インターネットサービスをご利用いただく際、弊社は通信に必要な CM の設置工事までを行い、CM からパソコンまでの LAN 接続および設定につきましては、お客様にて行っていただきます。設定につきましては「多摩テレビケーブルインターネットご利用ガイド」に従って行ってください。

## 【4】ケーブルプラス電話について

- ケーブルプラス電話に関する詳細は、別紙『「ケーブルプラス電話」に関する説明事項(重要)』および「ケーブルプラス電話 ご利用ガイド」に記載していますので、そちらをご覧ください。

## 【5】年割プランについて

- テレビ基本サービス、アドバンス300、ケーブルプラス電話をセットでご契約のお客様は年割プランをお申込みいただけます。年割プランに関する詳細は、別紙「年割プラン申込書」に記載していますので、そちらをご確認の上「年割プラン申込書」にてお申込みください。

## 【6】インターネットオプションサービスについて

- TTV-NETをご契約のお客様で、メールアドレス・ホームページ・無線CM以外のインターネットオプションサービスをお申込みの場合は、別紙「インターネットオプションサービス申込書」にてお申込みください。

## 【7】生活あんしんサービスについて

- 生活あんしんサービスをお申込みいただく場合は、テレビ基本サービスをご契約の上、別刷「生活あんしんサービス サービス利用規約・規定集」をご確認いただき、別紙「生活あんしんサービス申込書」にてお申込みください。

**【8】TV 前設置型 BS デジタルパススルーについて**

- WOWOW、スターチャンネルをご覧いただくにはSTBが必要となります。  
また、宅内のテレビ配線がBSに適應できない場合は、露出配線が必要となります。その場合別途見積りになります。
- 番組表に表示されるチャンネルであっても、下記のチャンネル以外はご覧いただけません。

BS 1 0 1 ch NHK BS	BS 1 7 1 ch BS ジャパン
BS 1 4 1 ch BS 日テレ	BS 1 8 1 ch BS フジ
BS 1 5 1 ch BS 朝日	BS 2 1 1 ch BS 1 1 (ビーエスイレブン)
BS 1 6 1 ch BS-TBS	BS 2 2 2 ch TwellV (トゥエルビ)

**【9】初期費用解約制度について**

- 工事終了後に弊社より「ご契約の内容」書面を交付いたしますので、書面内容を確認ください。  
同書面をお客様が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約解除を行うことができます。  
この場合お客様は違約金等を請求されることはありませんが、本契約の解除までの期間において提供を受けた利用料および工事が実施された場合工事費は請求されます。

**【お問い合わせ・お申し込みはこちら】**

## 株式会社多摩テレビ

〒204-0034 多摩市鶴牧1-24-1 新都市センタービル1F

TEL: 0120-118-493

(受付時間: 祝日を除く月曜～土曜の9:30～17:00)

e-Mail: customer@ttv.co.jp